

福岡県公報

平成二十年六月十六日
第二千八百三十六号
増刊
①

目次

条 例(第二十号・第二十三号)

福岡県条例の一部を改正する条例 (税務課) ……………一

福岡県温泉法関係手数料条例の一部を改正する条例 (自然環境課) ……………八

福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路維持課) ……………九

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部運転免許試験課) ……………一〇

規 則(第四十八号)

福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (道路維持課) ……………一〇

公布された条例のあらまし

福岡県条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地方税法等の一部を改正する法律の制定等に伴い、個人県民税の寄附金税制を拡充する措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。ただし、附則第

一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県温泉法関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

1 温泉法の一部を改正する法律の制定により、温泉の採取を業として行う者は知事の許可又は確認を要件とされたこと等に伴い、温泉採取の許可等の申請に対する審査に

係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例中第一条の規定は温泉法の一部を改正する法律附則第六条の規定の施行の日から、第二条の規定は同法の施行の日から施行することとした。

福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(県土整備部道路維持課)

1 道路法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として追加された被災者の居住の用に供するため必要な応急仮設建築物について占用料を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

(警察本部運転免許試験課)

1 運転免許証の記載事項等の一部を電磁的方法により記録することに伴い、運転免許証交付手数料等の額を改定することとした。

2 この条例は、平成二十一年一月四日から施行することとした。

条 例

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月十六日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第二十号

福岡県条例の一部を改正する条例

福岡県条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第七号中「第三十七条の十一第一項」を「第三十七条の十二の第二

項」に改め、同条第五項中「第二百六十条の二第二項の認可を受けた地縁による団体」

を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党

等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)第七条の二第一項に規

定する法人である政党等」に改める。

第二十条の四中、「寄附控除額」を削る。

第二十条の五の三を第二十条の五の四とし、第二十条の五の二の次に次の一条を加え

る。

(寄附金税額控除)

第二十条の五の三 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあっては、当該百分の四に相当する金額に法第三十七条の二第二項の規定により算定した特例控除額を加算した金額。以下この条において「控除額」といふ。)をその者の前一条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第一百三十二条第二項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)(に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。))で、施行令で定めるもの

第二十条の十第一項第五号中「第三十七条の三」を「第三十七条の四」に、「第三十七条の八第三項」を「第三十七条の九第三項」に改める。

第二十条の十二第一項の表第一号二中「八」を「二」に改め、同号二を同号ホとし、同号八中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号八を同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)(及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))

第二十条の十二の三を次のように改める。
(法人課税信託の効力が生じた場合等の届出)

第二十条の十二の三 法人課税信託の受託者(当該法人課税信託の受託者が二以上ある場合にあっては、当該法人課税信託以外の信託事務を主宰する受託者。次項において同じ。)は、当該法人課税信託の効力が生ずることとなつた場合には、当該効力が生じた日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 名称又は氏名
- 二 事務所又は事業所の所在地
- 三 当該法人課税信託の名称
- 四 当該法人課税信託の効力が生じた日
- 五 その他知事が必要と認める事項

2 法人課税信託の受託者は、前項の届出書の記載事項に変更があつた場合には、当該変更が生じた日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第二十条の十三の六中「第二十条の五の三」を「第二十条の五の四」に改める。
第二十条の十三の五中「国外特定配当等」の下に「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等(次条において「上場株式等の配当等」といふ。))」を加える。

第二十条の十三の六中「国外特定配当等」の下に「又は上場株式等の配当等」を加える。

第二十条の十三の二十二第二項中「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十七条の十一の四第二項」に改める。

第二十条の十四第一項第一号口中「投資法人及び」を「投資法人、」に改め、「特定目的会社」の下に「並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)(及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))」を加える。

第二十条の二十三第十項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)により行う同法第十一条第一項第七号イの事業及び同法附則第八条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」といふ。))」を「独立行政法人森林総合研究所

が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）に改める。

第二十条の三十第六項中「農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項若しくは第十八条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは」に改める。

第二十条の三十五の八第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「本条」を「この条」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「民法第三十四条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「第二十条の三十五の三第二項中」を「同条第二項中」に改める。

第九十一条の表第九号上欄を次のように改める。

九 農業又は林業を営む者 委託を受けて農作業を行う者で施行規則で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で施行規則で定めるもの

付則第四条の二を付則第四条の三とし、付則第四条の次に次の一条を加える。

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

第四条の二 当分の間、租税特別措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第九項までの規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けた同法第四十条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。以下この条において同じ。）を同法第四十条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、施行令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。以下この条において同じ。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

付則第五条の二を次のように改める。

第五条の二 削除

付則第五条の三の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第五条の四 第二十条の五の三の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、法第三十七条の二第二項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第二十条の五第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第十条の二第一項、付則第十条の三第一項、付則第十一条第一項、付則第十二条第一項又は付則第十二条の二第一項の規定の適用を受けるときは、法第三十七条の二第二項に規定する特例控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、法附則第五条の五の規定により算出した額とする。

付則第六条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が二十頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「も又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二十頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第三十七条の二まで並びに第二十条の三から第二十条の五の三まで、付則第五条及び前条の規定にかかわらず」を「第三十七条の三まで並びに第二十条の三から第二十条の五の四まで、付則第五条、付則第五条の三及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第二号中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に、「第二十条の五の三」を「第二十条の五の四」に、「及び」を「付則第五条の三及び」に改める。

付則第七条の二の二を付則第七条の二の三とし、付則第七条の二の次に次の一条を加える。

第七条の二の二 平成二十年十月一日以後に開始する各事業年度（法第七十二条の二十三に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第二十条の十七及び前条の規定の適用については、第二十条の十七第一項第一号ハの表中「百分の三・八」とあるのは「百分の一・五」と、「百分の五・五」とあるのは「百分の

二・二」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号の表中、「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の二・七」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の四」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・七」と、同条第三項第一号中「百分の七・二」とあるのは「百分の二・九」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の五・三」と、前条中「第二十條の十七第一項第二号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第二十條の十七第一項第二号」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の三・六」と、「百分の七・九」とあるのは「百分の四・三」とする。

付則第八條中第二十七項を削り、第二十八項を第二十七項とし、第二十九項から第三十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条に次の三項を加える。

32 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第五條第一項に規定する協議会の構成員（公益社団法人又は公益財団法人に限る。）が、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定によつて重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第五十八條第一項に規定する登録有形文化財、同法第九十條第三項に規定する登録有形民俗文化財若しくは同法第百三十三條に規定する登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第百四十四條第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で施行令で定めるもの若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第二條第一項の規定により認定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

33 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）第十條第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成二十二年三月三十一日までに

した場合における第二十條の三十第一項の規定の適用については、同項中「住宅の新築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）第十條第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

34 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一條第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令で定めるものの用に供する不動産で施行令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

付則第十條の二を次のように改める。

（上場株式等に係る配当所得に係る県民税の特例）

第十條の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第十二條第十三項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第一項及び第二項並びに第二十條の五の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第三十三條の二第三項第三号の規定により読み替えて適用される第二十條の四の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、付則第五條の規定は、適用しない。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について第二十條の三第一項及び第二項並びに第二十條の五の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式

等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

付則第十条の三第三項第四号中、「第二十条の五の三」を「から第二十条の五の四まで」に、「及び付則第五条の三」を「付則第五条の三及び付則第五条の四」に、「これらの規定」を「第二十条の五の二中」「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十条の三の規定による県民税の所得割の額」と、第二十条の五の三前段、第二十条の五の四、付則第五条及び付則第五条の三」に改め、「の所得割の額」との下に、「第二十条の五の三後段中」「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十条の三の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第五条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十条の三の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加える。

付則第十一条第三項中、「第二十条の五の三、付則第五条及び付則第五条の三」を「から第二十条の五の四まで、付則第五条、付則第五条の三及び付則第五条の四」に、「第二十条の五の二、第二十条の五の三、付則第五条及び付則第五条の三」を「第二十条の五の二中」「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十一条の規定による県民税の所得割の額」と改め、「の所得割の額」との下に、「第二十条の五の三後段中」「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十一条の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第五条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十一条の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加える。

付則第十二条第四項中、「第二十条の五の三、付則第五条及び付則第五条の三」を「から第二十条の五の四まで、付則第五条、付則第五条の三及び付則第五条の四」に、「第二十条の五の二、第二十条の五の三、付則第五条及び付則第五条の三」を「第二十条の五の二中」「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条の規定による県民税の所得割の額」と、第二十条の五の三前段、第二十条の五の四、付則第五条及び付則第五条の三」に改め、「の所得割の額」との下に、「第二十条の五の三後段中」「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第十二条の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、付則第五条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第十二条の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加える。

付則第十二条の二第一項中「及び付則第十二条の二の三第一項」を削る。

付則第十二条の二の二第一項中「及び次条第一項」を削る。

付則第十二条の二の三を次のように改める。

第十二条の二の三 削除

付則第十二条の二の四第一項中「同条第一項に規定する」を削り、「委託がされている」の下に「同条第二項に規定する」を加え、同条第二項中「金融商品取引法第五百六条の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引（所得税法第二条第一項第十七号に規定する有価証券（以下この項において「有価証券」という。）が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて施行規則で定める取引をいう。）を「租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等」に、「租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第三号」を「同条第三項第三号」に改め、「基づき」の下に「同条第二項に規定する」を加え、「同条第二項」を「同項」に改める。

付則第十二条の二の五の見出し中「譲渡損失」の下に「損益通算及び」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。）を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項中「を限度として」を「及び付則第十条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る配当所得の金額の計算上」に改め、同項を同条第五項とし、同条に第一項から第四項までとして次の四項を加える。

県民税の所得割の納税義務者の平成二十二年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項の規定による申告書を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、付則第十二条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の付則第十条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税

義務者が、租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二條第二項の規定に該当するものを除く。第六項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る付則第十二條の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として施行令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の県民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち前条第三項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、法第三十二條第十三項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合における付則第十条の二の規定の適用については、同条第一項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（付則第十二條の二の五第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。付則第十二條の二の六を削る。

付則第十二條の三第二項第二号中「第二十條の五の三」を「第二十條の五の四」に改める。

附 則
(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十條の十二の三及び第二十條の二十三第十項の改正規定並びに付則第八條中第二十七項を削り、第二十八項を第二十七項とし、第二十九項から第三十二項までを一項ずつ繰り上げる改正規定 公布の日
- 二 第九十一條の表第九号の改正規定及び附則第四條の規定 平成二十年六月三十日

三 第二十條の三十第六項の改正規定及び付則第七條の二の二を付則第七條の二の三とし、付則第七條の二の次に一条を加える改正規定 平成二十年十月一日

四 第二十條第五項、第二十條の十二第一項の表第一号、第二十條の十四第一項第一号口及び第二十條の三十五の八の改正規定、付則第八條に三項を加える改正規定（同条第三十四項に係る部分に限る。）並びに附則第三條第一項の規定 平成二十年十二月一日

五 第二十條第一項第七号、第二十條の十三の二十二第二項及び付則第五條の二の改正規定、付則第十二條の二の六を削る改正規定並びに附則第二條第一項から第三項までの規定 平成二十一年一月一日

六 第二十條の十三の十五、第二十條の十三の十六及び付則第六條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「も又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、付則第十條の二及び第十二條の二の五の改正規定並びに附則第二條第五項から第九項までの規定 平成二十二年一月一日

七 付則第十二條の二第一項、第十二條の二の二第一項及び第十二條の二の三の改正規定、付則第十二條の二の四第一項の改正規定（「同条第一項に規定する」を削る部分を除く。）並びに同条第二項の改正規定 平成二十二年四月一日

八 付則第八條に三項を加える改正規定（同条第三十二項に係る部分に限る。）及び付則第三條第二項の規定 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の施行の日

九 付則第八條に三項を加える改正規定（同条第三十三項に係る部分に限る。）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日
(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべき改正前の福岡県税条例（以下「旧条例」という。）付則第五條の二に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

2 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき法第二十三條第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十

年法律第二十六号) 第四条の二第九項又は第四条の第三十項の規定の適用を受けるものを除く。) に係る改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)(第二十条の十三の四の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

3 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に行われる法第七十一条の五十一第二項に規定する対象譲渡等に係る新条例第二十条の十三の十九の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

4 新条例第二十条の五の三及び付則第五条の四の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十年一月一日以後に支出する新条例第二十条の五の三各号に掲げる寄附金について適用する。

5 新条例付則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、旧条例付則第六条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例付則第十条の二第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。) に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 一万二千円

ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

7 新条例付則第十二条の二の五の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民

税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る旧条例付則第十二条の二の五第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

8 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った旧条例付則第十二条の二の三第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

9 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に新条例付則第十二条の二の五第二項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)(の譲渡(新条例付則第十二条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。)(のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)(については、新条例付則第十二条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)(に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六万円

ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額
(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 平成二十年十二月一日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第八号に定める日から平成二十年十一月三十日までの間における新条例付則第八条第三十二項の規定の適用については、同項中「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは、「民法第三十四条の法人」とする。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 新条例第九十一条の表第九号の規定は、平成二十年六月三十日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

福岡県温泉法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十一号

福岡県温泉法関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県温泉法関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

六	温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十一号）附則第六条の規定により確認を受けることができる同法による改正後の法第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	七、四〇〇円	申請のとき
---	---	------------------	--------	-------

第一条 福岡県温泉法関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

項	事 務	名 称	金 額	徴収時期
一	法第三条第一項の規定による土地の掘削の許可の申請に対する審査	土地掘削許可申請手数料	一一〇、〇〇〇円	申請のとき
二	法第七条の二第一項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による掘削のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	掘削のための施設等の変更許可申請手数料	一四、〇〇〇円	申請のとき
三	法第十一条第一項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可申請手数料	一一〇、〇〇〇円	申請のとき
四	法第十四条の二第一項の規定による温泉の採取の許可の申請に対する審査	温泉採取許可申請手数料	三五、〇〇〇円	申請のとき
五	法第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認の申請に対する審査	可燃性天然ガス濃度確認申請手数料	七、四 円	申請のとき
六	法第十四条の七第一項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉採取のための施設等の変更許可申請手数料	一四、〇〇〇円	申請のとき
七	法第十五条第一項の規定による温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料	三五、〇〇〇円	申請のとき
八	法第十九条第一項の規定による温泉成分分析を行う者の登録の申請に対する審査	温泉成分分析機関登録申請手数料	五〇、〇〇〇円	申請のとき
九	法第六条第一項（法第十一条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、法第七条第一項（法第十一条第二項及び第三項にお	地位承継承認申請手数料	七、四 円	申請のとき

いて準用する場合を含む。 一、法第十四条の三第一項、 法第十四条の四第一項、 法第十六条第一項及び法第十七条第一項の規定による地位の承継承認申請に対する審査

附則

この条例中第一条の規定は温泉法の一部を改正する法律附則第六条の規定の施行の日から、第二条の規定は同法の施行の日から施行する。

福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十二号

福岡県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福岡県道路占用料徴収条例(昭和四十三年福岡県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「第十九条」を「第十八条」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 応急仮設住宅

別表中

施行令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる自動車専用道路の上空に設ける施設及び自動車	建築物			
	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの
	Aに・六を乗じて得た額	Aに・九を乗じて得た額	Aに・一一を乗じて得た額	Aに・一三を乗じて得た額
	Aに・八を乗じて得た額	Aに・一一を乗じて得た額	Aに・一五を乗じて得た額	Aに・一六を乗じて得た額

駐車場	その他のもの	施行令第七条第八号に掲げる器具	上空、トンネルの上又は高速自動車専用道路若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	その他のもの
	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの
	Aに・六を乗じて得た額	Aに・九を乗じて得た額	Aに・一一を乗じて得た額	Aに・一三を乗じて得た額
	Aに・八を乗じて得た額	Aに・一一を乗じて得た額	Aに・一五を乗じて得た額	Aに・一六を乗じて得た額

施行令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる自動車専用道路の上空に設ける施設及び自動車	建築物	その他のもの	施行令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物	施行令第七条第九号に掲げる器具	上空、トンネルの上又は高速自動車専用道路の上空に設けるもの
	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三のもの	階数が四以上のもの	階数が一のもの
	Aに・六を乗じて得た額	Aに・九を乗じて得た額	Aに・一一を乗じて得た額	Aに・一三を乗じて得た額	Aに・六を乗じて得た額
	Aに・八を乗じて得た額	Aに・一一を乗じて得た額	Aに・一五を乗じて得た額	Aに・一六を乗じて得た額	Aに・一八を乗じて得た額

に

を

施行令第七条 第十号及び第 十一号に掲げ る施設	車道若し くは自動車 専用道路（ 高架のもの に限る。） の路面下に 設けるもの	階数が二の もの	Aに・九 を乗じて得た額	Aに・一一 を乗じて得た額
	その他のもの	階数が三の もの	Aに・一一 を乗じて得た額	Aに・一五 を乗じて得た額
		階数が四以 上のもの	Aに・一三 を乗じて得た額	Aに・一六 を乗じて得た額
			Aに・一八を乗じて得た額	Aに・一六を乗じて得た額

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年六月十六日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二十三号

福岡県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県警察関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表三の項中「一、六五〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同表四の項中「三、二〇〇円」を「三、六五〇円」に改め、同表五の項中「二、一〇〇円」を「二、五五〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年一月四日から施行する。

規則

福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年六月十六日

福岡県規則第四十八号

福岡県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県道路占用料徴収条例施行規則（昭和五十六年福岡県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四号」を「第五号」に改め、第三条中「第五号」を「第六号」に改める

別表第一中

福岡県知事 麻生 渡

番号	占用物件等	免除・減額の区分	減額する額
1	条例第二条第二項第一号に規定する占用物件等 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十五条に規定する事業（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条に規定するものを除く。）に係るもの 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業に係るもの	免除	
2	条例第二条第二項第二号に規定する占用物件等 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者（以下「事業者」という。）がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものに供する施設（以下「鉄道施設等」という。）であり、かつ、知事又は県が管理する道路の敷地として当該鉄道施設等の敷地を無償で使用させている事業者に係るもの	免除	

を

<p>3</p> <p>条例第二十一条第二項第三号に規定する占用物件等</p>	<p>2</p> <p>条例第二十一条第二項第二号に規定する占用物件等</p>	<p>1</p> <p>条例第二十一条第二項第一号に規定する占用物件等</p>	<p>番号</p>	<p>4</p> <p>条例第二十一条第二項第四号に規定する占用物件等</p>	<p>3</p> <p>条例第二十一条第二項第三号に規定する占用物件等</p>	
<p>鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者（以下「事業者」という。）がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道施設等」という。）</p>	<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係るもの</p>	<p>地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業に係るもの</p>	<p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十五条に規定する事業（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十八条に規定するものを除く。）に係るもの</p>	<p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十五条に規定する事業（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十八条に規定するものを除く。）に係るもの</p>	<p>街灯（アーチ型のものを除く。） 農道、林道その他の公共の用に供する通路 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画として決定された路外駐車場</p>	<p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件</p>
<p>免除</p>	<p>免除</p>	<p>免除</p>	<p>免除</p>	<p>免除</p>	<p>免除</p>	<p>免除</p>
<p>減額する額</p>	<p>減額する額</p>	<p>減額する額</p>	<p>減額する額</p>	<p>減額する額</p>	<p>条例に定める額に百分の七十五を乗じて得た額</p>	<p>条例に定める額に百分の七十五を乗じて得た額</p>

に

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>5</p> <p>条例第二十一条第二項第五号に規定する占用物件等</p>	<p>4</p> <p>条例第二十一条第二項第四号に規定する占用物件等</p>	<p>3</p> <p>条例第二十一条第二項第三号に規定する占用物件等</p>
<p>駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画として決定された路外駐車場</p>	<p>街灯（アーチ型のものを除く。） 農道、林道その他の公共の用に供する通路</p>	<p>（）であり、かつ、知事又は県が管理する道路の敷地として当該鉄道施設等の敷地を無償で使用させている事業者に係るもの</p>
<p>減額</p>	<p>免除</p>	<p>免除</p>
<p>条例に定める額に百分の七十五を乗じて得た額</p>	<p>条例に定める額に百分の七十五を乗じて得た額</p>	<p>条例に定める額に百分の七十五を乗じて得た額</p>

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）